

## 論文審査の結果の要旨

氏名：寺澤捷年

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

論文題名：吉益東洞の研究—日本漢方創造の思想

審査委員：（主査） 日本大学教授 博士（医学） 舘野正美  
（副査） 日本大学教授 博士（人文科学） 小浜正子  
慶應義塾大学教授 医学博士 渡辺賢治

吉益東洞（1702—1773）、名は為則。我が国江戸時代における、所謂“古医方”最大の医家である。彼はその病理学的思惟の脈絡において、中国医学の伝統的な医学理論である陰陽五行説を排し、一切の病因はおろか病名すらも全く語ろうとせず、〈万病一毒説〉の旗標の基、峻剤による汗吐下和四法の徹底を主張し、さらに独自の〈天命説〉を唱えて独創的な医療を断行した一大臨床家である。

この吉益東洞の医術と医論、そしてその人物像についての研究は、一見すると、既に出尽くした感すらある。とは言え、今それらを詳しく検討するならば、東洞の著書、ひいては、その東洞にまつわる諸書を綿密に読み込み、そこにおける東洞の医学思想や臨床上の特質を明確に浮き彫りにするという、謂わば東洞の医術と医論についての総合的な研究は、未だ十分には行なわれていないのである。

すなわち、東洞の医論が、彼のたゆまぬ〈親試実験〉の結果であり、同時にまた、その医術も彼の深く慎重な医学的思索のもたらす所であろうことは、彼の著述を一見すれば自明のことであるのに対して、その〈親試実験〉の臨床の実際と、その背景をなす医学的思索の両面に亘る総合的な概観なくして、その真骨頂は、決して明らかにされえないものであり、その表面的な「陰陽五行説を排した」とか、或いは〈万病一毒説〉といった、ある意味で、いささか誤解を受けやすい一面だけが強調され、そもそも、なぜ彼が「陰陽五行説を排し」て、〈万病一毒説〉を主張したのか、或いは、なぜ彼が水銀剤や、それに類する“毒薬”とも言える峻剤を果敢に用いたのか、といった根本的な問題が、ほとんど手付かずのまま残されているのである。

さらに重要な事は、たとえば、中国伝来の所謂〈未病を治す〉という伝統は認めつつ、東洞は、むしろ彼の所謂〈疾医〉（最上の医師）として、明確な“病人”に対して〈毒を以て毒を制す〉の医療を展開し、また、中国医学の伝統において、所謂“本草学”としてしか存在しなかった生薬の分析を、東洞は、その『薬徴』において、個々の生薬について、彼の臨床体験—〈親試実験〉—を通じて行なっている。これらの点は、東洞の医術と医論における最重要の要訣でありながら、未だ明確な論究が見られないのである。

そこで本論攷では、このような吉益東洞の医術と医論について、東洞の著書と彼にまつわる諸書を詳細に読み込み、一方において、その医学思想を明確にし、かつ他方において、臨床的な観点からの分析を行ない、総合的に論究してゆくことを目指している。そこで、先ず第一章においては、（1）東洞の生きた時代、（2）儒学革新の概要、（3）中国における医学復古の動き、（4）日本における医学復古の動き、と言った東洞の医術と医論が生まれた時代の思想的背景を概観し、医学のみならず、思想界にも復古、或いは古典への復帰の考えが勃興していたことを指摘し、その上で、第二章において、その医学思想形成の実際について、明の陳司成の『徽瘡秘録』の影響や蔭生祖徠の古文辞学との関係を述べ、東洞の著書と諸書を解析して、東洞の医学思想形成の実際を明らかにしている。

すなわち、先ず『徽瘡秘録』について言えば、その「徽瘡或問」には「或問、金鼎砒有大毒、方士多用之何也。余曰。以毒攻邪也。（或いは問う、金鼎砒には大毒あるも、方士、多く之を用うるは何ぞや、と。余が曰く、毒を以て邪を攻むるなり、と。）」とある。これは、折しも当時猛威を振るった梅毒の治療に、その経口投与においては激しい副作用を伴う水銀剤を用い、或いはその他の疾病、たとえば気管支炎や瘡瘡などの治療においても、必要とあれば、水銀剤と同様に、激しい副作用を起こす危険性のある生薬である〈巴豆〉（*Croton tiglium*）を含む、『千金方』の処方である〈紫円〉を投与するといった、東洞の所謂〈毒を以て毒を制す〉という果敢な峻剤の使用の背景をなす医学思想の形成に、この『徽瘡秘録』の一句が重要な位置を占めているであろうことが窺えることを筆者は明確に指摘するのである。従来東洞研究にな

かった、重要な指摘である。

また荻生徂徠の古文辞学の影響については、従来おおまかな影響関係の指摘はあったが、本論攷の場合は、さらに具体的に、徂徠の『弁名』「天命帝鬼論」の条文を挙げて、その内容的な連なりを指摘する。すなわち、徂徠の当該書に「嗚呼、天豈若人之心哉。蓋天也者。不可得而測焉者也。（嗚呼、天は豈に人の心の若くならんや。蓋し天なる者は、得て測るべからざる者なり。）」とあるのは、東洞の所謂“天命説”の淵源をなすものと見受けられ、果たして、東洞は、その『医断』「死生」において「死生者命也。自天作之。其唯自天作之。鑿焉能死生之哉。（中略）故曰、死生者鑿之所不與也（死生は命なり。天より之を作す。其れ唯天より之を作す。鑿焉んぞ能く之を死生せんや。（中略）故に曰く、死生は鑿の與らざる所なり、と。）」と、あたかも上の徂徠の言を受けたかの如き記述を残しているのである。

ただここにおいて筆者は、この記述を指摘するに止め、決して徂徠のこの思想が東洞の天命説の原点であるとまでは断言しない。そこまで断言するには、今一步、文献的資料に欠がある。つまり、東洞が、たとえば、その書簡の中で、或いはまたその著書において、あの『呂氏春秋』「尽数篇」の記述を、おのが医論の淵源であると明言するようには、この点について言及することがないからである。凡そ40年以上に亘って漢方医学の専門医として臨床に携わってきた筆者は、正に斯界の第一人者である。その筆者にして、この慎重な筆遣いがあるのは、筆者がただ単に長年の臨床経験を積んだだけの臨床家ではなく、同時に長年に亘って大学医学部の教授を歴任した研究者であればこそそのことであり、それだけに却ってこの論攷の厳密性が浮き彫りになるものであると思われるのである。

続いて第三章においては、東洞の著作と彼にまつわる諸書、すなわち『医断』・『医事或問』・『東洞先生答問書』・『古書医言』・『類聚方』・『方極』・『方機』・『薬徴』・『建殊録』・『東洞先生家塾方』等の諸書を取り上げ、それらを精密に読み込み、実際の臨床経験の実態を浮かび上がらせながら、東洞の医論の展開を跡付けている。たとえば、峻剂である〈生生乳〉(mercurous chloride、塩化第1水銀)の使用についての考察、すなわち、東洞の著書にはその名が見られないが、彼の治験録である『建殊録』の付録において言及される〈一禁方〉がそれであり、東洞が、その〈毒を以って毒を制す〉という果敢なる治療法を実際にこの〈生生乳〉を用いて敢行していたことを明確にする論述や、またその『建殊録』に見える54の症例中4例に見える越中の僧侶たちの治験例の記述の臨床的・医学思想的解析を通じた、東洞の〈万病一毒説〉と〈天命説〉の医学思想的背景についての論究等は、正に筆者ならではのものであり、従来の諸研究の不備を補い、かつ今後さらなる研究の基礎となる重要な考察の数々である。

さらに、この第三章における重要な指摘は、これに止まるものではない。すなわち、並河天民と松原一閑齋の、東洞の〈方証相對論〉への影響である。本論攷において筆者は、従来定説となっていた、名古屋玄医を始祖として、後藤良山・香川修庵から吉益東洞へ至るといふ古医方の系譜とは別に、並河天民・松原一閑齋から東洞に連なる系譜があったことを、『松原家蔵方』・『東洞先生家塾方』・『翁草』の記述の分析によって明らかにしたのである。筆者は、上記の3書、特にそれまで埋もれていた『松原家蔵方』を子細に検討して、所謂〈方証相對論〉の新たな流れを指摘している。〈方証相對論〉については、今だになお諸説もある所の、臨床上において極めて重要な概念であり、今一步の解明が待たれるものであるが、本論攷における筆者の指摘は、この問題に対して一筋の光を放つ重要な論及となっているのである。

最後に「結語」において、筆者は東洞の『方極』について、それが東洞の本来目指した結果をもたらすに至っていない、と指摘する。つまり、筆者は、この『方極』という1書は、東洞が諸々の処方について、各々いずれの〈証〉に対応するかを簡潔にまとめ、後進に提示しようとするものではあったが、東洞のこの目論見は、必ずしも成功しているとは言えない、それは〈方証相對論〉というものが本来要素還元的な方法論でないのにも関わらず、生薬一味に過度の重きを置きすぎたためである、と指摘し、さらに言葉を續けて、日本漢方の〈方証相對論〉は、中国医学における〈弁証論治〉とは本質的に異なるものである、と付言するのである。吉益東洞の研究が、日本漢方医学それ自体の研究に連なることを示す好例である。

かくして本論攷は、従来の吉益東洞研究において不明確であった諸点を明らかにし、かつ新たな意義を指摘してそれらを総括しつつ、今後、さらなる研究の基礎ともなる重要な研究であったと考えられる。

よって本論文は、博士(文学)の学位を授与されるに値するものと認められる。

以上

平成 30年 9月 20日